

仙台市営繕工事における週休2日工事实施要領

(令和6年10月9日 都市整備局長決裁)

(目的)

第1条 この要領は、営繕工事における週休2日の取組において労務費の補正等を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 通期の週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(3) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日をいう。）から工事完成日までの期間をいう。ただし、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、その他、発注者があらかじめ対象外としている期間及び受注者の責によらず週休2日に取組むことができない期間等は含まない。

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(5) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(6) 月単位の4週8休以上

対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息率）」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

(7) 通期の4週8休以上

対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪、猛暑等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(8) 発注者指定方式

発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式（ただし、通期の週休2日は必須項目

とする。)をいう。

(9) 受注者希望方式

発注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式(ただし、通期の週休2日は必須とする。)をいう。

(対象工事)

第3条 本実施要領は、仙台市が発注する全ての営繕工事に適用する。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 現場施工の日数が5日以内と見込まれる工事
- (2) 特命随意契約による緊急工事(緊急の必要により競争入札に付することができない工事)
- (3) 地域の実情等により対応が困難な工事

(発注方式)

第4条 発注方式は発注者指定方式を原則とする。なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

(積算方法等)

第5条 次の表の左欄に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる補正係数により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費をいう。)を補正するものとする。この場合において、複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の補正方法については、「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について(改定)」(令和6年3月22日付け国営積第13号)によるものとする。

工 事 の 区 分	補 正 係 数
月単位の週休2日工事	1.04
通期の週休2日工事	1.02

- 2 発注者指定方式は、月単位の週休2日工事を前提に工事費を積算して予定価格を作成するものとする。ただし、工事着手後に現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は、通期の週休2日工事として労務費を補正するものとし、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数の適用を行わないものとし、労務費補正分に係る減額の変更契約を行うものとする。
- 3 受注者希望方式の積算及び変更方法は、発注者指定方式と同様とする。ただし、工事着手前に月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合(受注者が月単位の週休2日の取組を希望しない場合を含む。)は、契約締結後における直近の変更契約時に合わせる等により月の週休2日工事として労務費を補正するものとする。

(対象工事である旨等の明示)

第6条 対象工事である旨等の明示は、別記の記載例を参考に「現場説明書」への記載により行うものとする。

(現場閉所(現場休息)の確認方法等)

第7条 監督職員は、工事着手前に現場閉所(現場休息)の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、月単位の週休2日又は通期の週休2日が確保されていることを確認するものとする。

2 監督職員は、「対象期間」の設定について、工事着手日及び対象外とする期間を受注者と協議により決定するものとする。

3 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所(現場休息)の予定日を調整したうえで、その予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員に提出するものとする。

4 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所(現場休息)の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所(現場休息)の状況を確認するものとする。なお、「実施工程表」等の修正に当たっては、受注者間で調整を行うものとする。

5 監督職員は、受注者が作成する現場閉所(現場休息)の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所(現場休息)の日数を確認するものとする。

6 受注者は、監督職員による現場閉所(現場休息)の状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所(現場休息)の日を記載し、監督職員に提出するものとする。

7 監督職員は、現場閉所(現場休息)の状況の確認に当たって新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努めるものとする。

8 監督職員は、現場閉所(現場休息)の前日などに、現場閉所(現場休息)の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮するものとする。

9 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間(分離で発注した工事を含む。)の調整を適切に実施するものとする。

10 監督職員は、工事の一時中止その他の事由により対象外とする期間を変更する必要がある場合、その都度、受注者と協議するものとする。

11 監督職員は、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者と現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行うものとする。

12 受注者は週休2日工事の実施に当たっては、その旨を仮囲い等に明示するものとする。

13 発注者は余裕期間制度を積極的に活用するとともに「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」(平成30年2月9日付 中央官庁営繕担当課長連絡調整会議、全国営繕主管課長会議取りまとめ)等に基づき、全体の工程に遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定するものとする。

14 発注者は、当初発注時には予期できない施工条件や環境などに変化が起きた場合は、設計変更等を適切に実施し、その結果必要となる場合には工期の変更を行うものとする。

なお、猛暑による作業不能日数の対象とその取扱いについては「営繕工事における猛暑を考慮した

適正な工期設定の運用について」（令和6年3月22日付 国営計第173号、国営建技歳14号）によるものとする

（委任）

第8条 週休2日工事の実施にあたっての適用基準は、本要領に定めがあるものを除き、国土交通省における工事の週休2日の取得に要する費用の計上に関する各種通知（以下「国通知」という。）を適用するものとする。また、国通知等の適用時期（国通知が改定された際の当該改定通知の適用時期を含む。）その他この要領の実施に関し必要な事項は、技術管理室工事管理担当課長が別に定める。

附 則（令和6年10月9日）

- 1 この要領は、令和6年10月11日から実施する。
- 2 この要領の実施の日以後に策定又は改定した仙台市単価を用いて予定価格を算出した工事から適用する。

（仙台市営繕工事週休2日モデル工事実施要領の廃止）

- 3 仙台市営繕工事週休2日モデル工事実施要領（令和2年7月20日仙台市設計基準策定委員会策定）は、廃止する。

（経過措置）

- 4 現に廃止前の営繕工事週休2日モデル工事実施要領の規定により週休2日モデル工事として発注のなされた工事については、なお従前の例による。

(別記) 現場説明書等における記載例

【発注者指定方式の場合】

第〇条 週休2日について

- 1) 本工事は、発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する週休2日工事（発注者指定方式）である。
- 2) 受注者は、工事着手前に、月単位の週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日工事である旨を仮囲い等に明示する。
- 3) 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。
- 4) 月単位の4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数1.04により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は補正係数を1.02に変更し、通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。
- 5) 本工事の取扱いは、以下「仙台市営繕工事における週休2日工事実施要領」によるものとする。
(<https://www.city.sendai.jp/kojikanri/jigyosha/keyaku/gijutsu/yoko/shukyu2model.html>)
なお、本工事において当該実施要領の定めによらない期間及び内容は下記のとおりである。
・令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日（〇日間） 内容：
契約後、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が新たに生じた場合等は、受発注者間で適切に協議のうえ、週休2日対象期間・休日等の変更を行う。

【発注者指定方式（分離発注工事）の場合】

第〇条 週休2日について

- 1) 本工事は、発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する週休2日工事（発注者指定方式）である。
- 2) 受注者は、工事着手前に、月単位の週休2日の取得計画が確認できる現場休息の予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。受注者は、分離発注工事である〇〇工事、〇〇工事の受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」等を作成する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、受注者間で調整した「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場休息の状況を確認するために「実施工程表」等に現場休息の日を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日工事である旨を仮囲い等に明示する。
- 3) 監督職員は、受注者が作成する現場休息の日が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場休息の日数を確認する。
- 4) 月単位の4週8休以上（現場休息率28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数1.04により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場休息の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は補正係数を1.02に変更し、通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。
- 5) 本工事の取扱いは、以下「仙台市営繕工事における週休2日工事実施要領」によるものとする。
(<https://www.city.sendai.jp/kojikanri/jigyosha/keyaku/gijutsu/yoko/shukyu2model.html>)
なお、本工事において当該実施要領の定めによらない期間及び内容は下記のとおりである。
・令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日（〇日間） 内容：
契約後、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が新たに生じた場合等は、受発注者間で適切に協議のうえ、週休2日対象期間・休日等の変更を行う。

【受注者希望方式の場合】

第〇条 週休2日について

- 1) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日工事（受注者希望方式）である。なお、通期の週休2日については、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。
月単位の週休2日の取組の希望の有無を工事着手前に監督職員に工事打合書等で報告するものとする。月単位の週休2日の取組を希望しない受注者は3の規定のうち月単位の週休2日にかかる内容の義務を負わない。
- 2) 受注者は、工事着手前に、月単位の週休2日又は通期の週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日工事である旨を仮囲い等に明示する。
- 3) 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。
- 4) 月単位の4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数1.04により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は補正係数を1.02に変更し、通期の4週8休以上に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額を変更する。なお、工事着手前に月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が月単位の週休2日の取組を希望しない場合を含む）については、速やかに請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。
- 5) 本工事は、以下「仙台市営繕工事における週休2日工事実施要領」によるものとする。
(<https://www.city.sendai.jp/kojikanri/jigyosha/keyaku/gijutsu/yoko/shukyu2model.html>)
なお、本工事において当該実施要領の定めによらない期間及び内容は下記のとおりである。
・令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日（〇日間） 内容：
契約後、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が新たに生じた場合等は、受発注者間で適切に協議のうえ、週休2日対象期間・休日等の変更を行う。

【受注者希望方式（分離発注工事）の場合】

第〇条 週休2日について

- 1) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日工事（受注者希望方式）である。なお、通期の週休2日については、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。
月単位の週休2日の取組の希望の有無を工事着手前に監督職員に工事打合書等で報告するものとする。月単位の週休2日の取組を希望しない受注者は3の規定のうち月単位の週休2日にかかる内容の義務を負わない。
- 2) 受注者は、工事着手前に、月単位の週休2日又は通期の週休2日の取得計画が確認できる現場休息の予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。受注者は、分離発注工事である〇〇工事、〇〇工事の受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」等を作成する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、受注者間で調整した「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場休息の状況を確認するために「実施工程表」等に現場休息の日を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日工事である旨を仮囲い等に明示する。
- 3) 監督職員は、受注者が作成する現場休息の日が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場休息日数を確認する。
- 4) 月単位の4週8休以上（現場休息率28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数1.04により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場休息の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は補正係数を1.02に変更し、通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額を変更する。なお、工事着手前に月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった

場合（受注者が月単位の週休2日の取組を希望しない場合を含む）については、速やかに請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

5) 本工事の取扱いは、以下「仙台市営繕工事における週休2日工事実施要領」によるものとする。

(<https://www.city.sendai.jp/kojikanri/jigyosha/keyaku/gijutsu/yoko/shukyu2model.html>)

なお、本工事において当該実施要領の定めによらない期間及び内容は下記のとおりである。

・令和○年○月○日～令和○年○月○日（○日間） 内容：

契約後、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が新たに生じた場合等は、受発注者間で適切に協議のうえ、週休2日対象期間・休工日等の変更を行う。